

三重県・三重大学 みえ防災・減災センター
「みえ防災人材バンク」設置要項

防災・減災に関する知識や経験、技能を有する人材の情報を集約した「みえ防災人材バンク」（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関する事項を定める。

（目的）

第1条 人材バンクは、防災・減災活動の支援及び地域の防災力の向上に資する人材の情報を集約し、県、市町、企業、地域等からの要請に対応した適切な人材の紹介を行うことにより、防災人材の活用を促進することを目的とする。

（設置及び運営）

第2条 人材バンクは、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下「みえ防災・減災センター」という。）が設置し、みえ防災・減災センター事務局（以下「事務局」という。）が運営にあたる。

（運営に関する事務）

第3条 人材バンクの運営に関し、次の事務を行う。

- （1）人材バンクへの登録
- （2）登録人材の紹介
- （3）人材バンクの周知、広報
- （4）その他人材バンクの運営に必要な事務

（登録者）

第4条 人材バンクに登録できる者は、防災・減災に関する知識や経験、技能を有し、地域において率先して防災・減災活動に取り組む意欲のある人材で、次の資格もしくは称号を持つ者とする。

- （1）みえ防災コーディネーター
- （2）美し国三重のさきもり、さきもり補
- （3）三重のさきもり
- （4）みえ防災・減災センターが人材バンクに登録することがふさわしいと認めた者

（登録方法等）

第5条 人材バンクに登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、「みえ防災人材バンク登録申請書」（様式第1号）により事務局に申請し、事務局は、申請の内容が適切と認められるときは、人材バンクに登録するものとする。

（登録期間）

第6条 人材バンクの登録を受けた者（以下「登録者」という。）の登録期間は、登録を完了した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 登録期間満了の日前までに登録者から特に申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間登録を更新するものとし、その後においても同様とする。

（登録事項の変更）

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「みえ防災人材バンク登録事項変更届出書」（様式第2号）により、事務局に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第8条 登録者は、人材バンクの登録抹消を希望するときは、「みえ防災人材バンク登録抹消届出書」（様式第3号）により、事務局に届け出るものとする。

第9条 みえ防災・減災センターは、登録者が次のいずれかに該当する場合は、人材バンクの登録を抹消するものとする。

（1）前条の規定により登録者から登録抹消の届出があったとき

（2）正当な理由なく、登録者との連絡が取れないとき

（3）登録者が死亡したとき

（4）登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

（登録事項の公開等）

第10条 みえ防災・減災センターは、第5条から第7条までの規定により登録された事項のうち、個人情報（三重県個人情報保護条例（平成14年3月26日三重県条例第1号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を除き公開することができる。

（紹介手続）

第11条 登録者の紹介を受けて、防災・減災に関する事業（以下「事業」という。）を実施する団体又は個人（以下「依頼者」という。）は、原則として、事業の実施1ヶ月前までに「みえ防災人材バンク紹介申込書」（様式第4号）により、登録者の紹介を事務局に申し込むものとする。

2 事務局は、依頼者から登録者の紹介申込みがあった場合は、依頼内容に適合する登録者に依頼内容を連絡するものとする。

3 登録者は、事務局から連絡のあった依頼内容について協力が可能な場合は、その旨を事務局に連絡するものとする。

4 事務局は、登録者から依頼内容について協力が可能な旨の連絡があった場合は、依頼者に紹介するものとする。

（紹介後の手続）

第12条 依頼者は、事務局から紹介された登録者に連絡し、事業の具体的な内容等についての詳細な説明や打ち合せを行うものとする。

2 依頼者は、登録者が事業に従事した場合は、当該登録者の協力状況等について、事業が終了した日から1ヶ月以内に「事業終了報告書」（様式第5号）により、事務局に報告しなければならない。

（事業の実施等）

第13条 依頼者及び登録者は、事業の実施にあたり、両者間で合意した条件の不履行等により、双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。

2 登録者は事業に従事するときは、活動中の事故等に備え、ボランティア活動保険その他の保険に加入するものとする。

3 事故等が発生した場合は、当事者間で誠意をもって解決にあたるものとし、みえ防災・減災センターはその責を負わないものとする。

4 登録者は、事業の実施にあたり、政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしてはならない。

(要項の改廃手続)

第14条 この要項の改廃は、みえ防災・減災センター内において協議のうえ、みえ防災・減災センター長が行う。

(補則)

第15条 この要項に定めのない事項及び要項に疑義が生じたときは、みえ防災・減災センター内において協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成26年8月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月8日から施行する。